# 本庄商工会議所「会員情報発信サービス」運用規程

（目的および利用対象者）

第１条　会員情報発信サービス（以下「当事業」という。）は、本庄商工会議所ホームページ（以下「当所ＨＰ」という。）および本庄商工会議所ＳＮＳ（Ｆａｃｅｂｏｏｋ・Ｘ）（以下「当所ＳＮＳ」という。）に、本庄商工会議所会員企業（以下「当所会員企業」という。）の販売促進のためのチラシ広告類等を掲載し、当所会員企業の発展に資することを目的とする。

２　利用対象者は、当所会員企業とする。

（遵守事項）

第２条　当事業は、掲載する広告類等の当該書類については、その内容または作成責任を有する企業等に対し与信を与えるものではないこと、および下記事項を遵守するものとする。

（１）政治活動、宗教活動、社会問題に関連する内容でないこと。

（２）個人、団体等の意見広告を内容としないこと。

（３）公の秩序または善良の風俗に反しないこと。

（４）風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に掲げる営業に該当しないこと。

（５）誇大表示、不当表示、その他表現方法等が不適切でないこと。

（６）他の会員企業、消費者に対し、不当な利益を与える恐れがないこと。

（７）その他、本庄商工会議所（以下「当所」という。）が適切であると認める情報であること。

（広告の内容に関する責任）

第３条　広告類等の当該書類の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

（事業利用によるトラブルの対応および免責事項等）

第４条　当事業に起因する手続き上のトラブルは双方で誠意を持って対応するものとする。また、当事業により生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。

２　当所ＨＰの一時的な中断や遅延等の発生、当所作業時に生じた偶然のトラブル（データ取り込みの際に生じた色むら、部分的破損、折り目等）に関して、一切異議を申し出ないものとする。

３　故意ではない間違いによる掲載情報の訂正は、掲載後であっても受け入れるものとする。

（利用の申し込みおよび決定）

第５条　当運用規程に同意し、当事業の利用を希望する者は、１広告につき１部「広告掲載申込書」に必要事項を記入・捺印の上、「当事業利用料金」と「掲載する広告のデータ（JPEG・PDF）または、手書き広告等」を添えて、掲載開始希望日の５営業日前までに当所へ直接持参する。なお、「当事業利用料金」については第６条、「掲載希望広告の提出」については第７条で定めるものとする。

２　当事業を利用する際には、当所ＨＰへの広告掲載を要することとし、当所ＳＮＳのみへの広告掲載を希望する場合には、当事業の利用を許可しない。

３　当所は、当事業の利用を希望する者が、当規程に反する場合または、その他理由により不適切と認められる場合は、当事業の利用を許可しない。

（広告掲載期間および利用料金）

第６条　当所ＨＰおよび当所ＳＮＳへの広告掲載期間は、日単位で指定可能とする。ただし、当所ＨＰと当所ＳＮＳへの広告掲載期間は一致するものとする。なお、広告掲載開始日は、当所営業日を指定するものとし、掲載期間を過ぎたら、原則当所翌営業日に当所が記事を削除するものとする。

２　利用料金は 1 広告につき、ひと月 500 円（税込）で、日割り計算は行わないものとする。ここでは、掲載開始日を 4 月 15 日とする場合、翌 5 月 14 日までをひと月という。

（掲載希望広告の提出）

第７条　当所ＨＰおよび当所ＳＮＳに掲載を希望する場合は、広告類等を各自で用意する。なお、広告原稿の作成に要する費用は利用者の負担とし、提出書類は原則として返却しない。

２　クーポン券付き広告は、有効期限を広告自体に記載する。

３　当所ＨＰに掲載する広告類等は、原則として、Ａ４判で提出する。なお、両面広告は1広告として数える。

（個人情報の保護）

第８条　当事業は、当所ＨＰおよび当所ＳＮＳを利用するため、インターネットを用いるものである。そのため利用者は、その情報は他者によって収集され利用される可能性があることを留意し、個人情報の保護が必ずしも保証されないものであることを予め承諾する。

（契約の解除）

第９条　利用者が、本契約または当所との他の契約に違反し、当所の催告にも拘らず速やかにこれを履行しないときは、本契約の履行を停止する。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に協議し、決定する。

２　当事業を利用の際には、当所ＨＰに掲載されている最新の利用規程を参照し、申込時の書面に当規程に定める事項と異なる記載がある場合にも、当規程に記載のある条件が優先して適用されるものとする。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 5 月 19 日第６条訂正

令和 6 年 12 月 23 日第１条、第５条、第６条、第７条、第８条訂正